

書評 佐藤信著『日本古代の宮都と木簡』

仁 藤 敦 史

一

本書は、奈良国立文化財研究所において長年の間、遺跡の発掘と木簡の研究に携わってこられた著者がまとめられた古代宮都と木簡を中心とする論文集である。著者は、封緘木簡の基礎的考察に基づき、新たな型式番号を提唱されるなど、木簡研究の最前線で活躍されている研究者の一人である。近年では、文化庁文化財保護部記念物課において史跡の保護に努力され、さらに聖心女子大学と現職の東京大学においては教育と研究に従事されてきた。その経歴からもうかがわれるように、木簡・金石文・正倉院文書・古記録さらには考古学・文学など幅広い分野で活躍されている。

二

本書は、古代宮都の構造、律令国家と財政、木簡と古代社会の三

部から構成されている。第一部「古代宮都の構造」は、以下の六章から構成される。

- 第一章 宮都・国府・郡家
- 第二章 平城京と貴族社会
- 第三章 律令制と在地社会
- 第四章 宮都の条坊と生活
- 第五章 平城宮の馬寮について
- 第六章 長岡京から平安京へ

第一部の論考の多くは、平城京の発掘調査報告に収載された考察や通史の概説などから構成されている。奈良時代の平城京を中心に前後の時代に及んでいる。第一章は、古代において宮都や国府・郡家が果たした、支配の手段としての機能、とりわけ政務・儀式・饗宴などの舞台、いわゆる儀礼の場としての在り方に注目する。まず宮都の儀礼的性格については、京域の宅地に官僚制的な階層性が可視的に表現されていること、外国使節を意識して営まれたこと、宮城内への儀礼の場の集中、中国礼制の導入に伴い、内裏・朝堂・曹

司などで多様な儀礼が行われたことなどが指摘される。また、国府は元日朝拝などにより地方豪族との支配・服属関係を確認する儀礼の場であり、平安期には国司館にその中心が移動、郡家も郡庁や正倉院において郡司の支配権を確認する儀礼の場として機能したと推測する。

第二章では、正倉院文書や木簡を用いて下級官人や貴族らの都市生活を概観する。第三章では、律令国家の末端地方組織としての里に注目して在地社会を検討する。里が戸籍・計帳作成や貢進物貢進の「一次的な単位」として機能したが、里家や里長の主体的存在を示す史料は少ないとされる。第四章では中ツ道、宅地、庭園、東西市など平城京を中心とした宮都の構成諸要素を分析する。そこでは中ツ道と平城京条坊との関係が未解明であること、位階と宅地の立地・規模についての密接な関係の指摘、平城京内の庭園の分析から「嶋」と称される園地が中心であったこと、『延喜式』東西市関係条文の成立が奈良時代に遡らないこと、などを指摘する。第五章は、平城宮の馬寮関係官司の沿革と機能を概観し、平城宮西面大垣内側に位置する官衙区画が、左右馬寮ないし主馬寮に相当することを推定する。第六章は、長岡遷都から平安遷都への過程を近年の考古学的成果をふまえて論じる。

第二部「律令国家と財政」は、米の輸納を中心とした律令財政について論じたもので、以下の五章から構成されている。

第一章 「壬申功封」と大宝令功封制の成立

第二章 史料からみた平城宮大蔵省

第三章 米の輸納制にみる律令財政の特質

第四章 雑米未進にみる律令財政の変質

第五章 民部省廩院について

まず第一章では短編ながら壬申の功臣に対する封戸支給と大宝令との関係について重要な指摘をされる。すなわち、『続日本紀』大宝元年七月壬辰条にみえる功臣たちの姓によれば、遅くとも天武十年までに功封が与えられたこと、生前の賜封であれば天武五年以前と推測し、大宝令の功封制以前には支給を五位以上に限ることや功の等級による減額伝世規定は存在しなかったとする。つぎに第二章では平城宮の北側には北辺坊の設定は考えがたく、大蔵省の倉庫群が占地し、調庸物の保管だけでなく、現物勘会の場合であり、かつ官僚組織を維持する行事の場でもあったとする。

第三章から第五章においては、米を中心とした律令財政の特質を、それぞれ輸納制度、未進対策、収蔵施設の視角から検討する。本書における財政制度史考察の中心的部分である。まず輸納制度では年料春米・庸米・公田地子米・官奴婢食料米・官田穫稲米などの制度と実例を検討したうえで、中国・朝鮮との比較をおこなう。それによれば、官僚制と中央の労働力維持が大きな目的であったとし、食料給として錢を支給する中国とは米の流通に大きな違いが存在した

と述べて、流通の上に律令官僚制の物質的基礎がおかれていなかったと指摘する。第三章では春米貢進衙札木簡や庸米衙札木簡の検討も詳細になされており、第三部木簡論の各論の一つとしても位置付けられる。第四章では、年料春米や年料租春米を中心とする准官米を雑米と定義し、八世紀後半から九世紀における諸国から貢進された雑米の未進とそれに対応する律令国家の政策の分析・整理を試みる。政策的には、当初の懲罰的な奪公廩措置から国司共填制、さらに旧年未納欠負の累積化による徴率の設定へと、その変化をまとめ、元慶官田の設置が、春米輸京制崩壊の画期であったと位置づける。そして、九世紀末の雑米惣返抄の成立は、国司受領個人による雑米輸京請負化を制度的に示したものである。第五章は、民部省廩院の収納・保管・出給などの機能や組織を概観し、庸米未進などにより九世紀以降にその機能が後退したことを指摘する。

第三部「木簡と古代社会」は、本書の中心的な部分であり、以下の八章と三つの付論から構成されている。

- 第一章 文字史料としての木簡
- 第二章 古代文字資料の現在
- 付論一 木簡研究の歩みと課題
- 第三章 告知札と闕遺物
- 第四章 過所木簡考
- 第五章 封緘木簡考

- 第六章 古代隱伎国と木簡
- 第七章 古代安房国と木簡
- 第八章 習書と落書

- 付論二 百萬塔の墨書銘
- 付論三 金石文と墨書土器

第三部の構成は、第一章と第二章および付論一が総論的部分で、第三章以下が告知札木簡（三章）、過所木簡（四章）、封緘木簡（五章）、貢進物付札木簡（五・六章）、習書・落書（八章）というように機能分類ごとの各論として位置づけることができ、全体として近年の木簡学の成果を取り入れた体系的な叙述となっている。付論として百萬塔や金石文・墨書土器さらには漆紙文書などの議論も収められているのは、著者が提唱される「出土文字資料学」（三〇〇頁）の構想に対応させたものと考えられる。

まず、第一章では、木簡の史料的特質として、出土文字資料であること、木を書写材料とすること、同時代史料（第一次史料）であることなどを指摘し、それに応じた総合的把握の必要を述べ、文字・用字・語彙・文章・文体等の生の表記を分析することにより、日本語・日本文学や日本文化を考える貴重な素材となることを強調する。第二章では、木簡を中心とする出土文字資料は、文字内容の検討以前に考古学的遺物としての検討が必要であることを強調し、近年注目されている木簡諸類型についての研究動向を述べる。長屋

王家木簡には日常的な口頭の世界と結びついた表記が多くうかがえること、郡符木簡からは、郡司が部下に対して下した召還命令の伝達口頭ではなく、広範かつ日常的に文書木簡のかたちをとっていたこと、文書木簡からは七世紀後半にさかのぼる文章表記や在地社会での日常的な文書のやり取りの実態、封緘木簡からは各地における紙の文書往復の可能性、漆紙文書からは紙を用いた文書主義の地方的展開を知ることができる。付論一では、一九八九年段階までの木簡研究を四期に区分し、各時期の研究動向の整理と課題を述べる。

第三章では各論として告知札木簡を取り上げる。下端を削り、表面にのみ墨書し、下方に空白部があることなどの形態的特徴は、地面に打ち込んで往来の人々に掲示する目的と対応すること、告知札の書式は闕遺物（遺失物）に対する法令的な扱いに準拠しており、告知の場所として要路や官司の門外が選ばれたことを指摘する。第四章は古代における関所通行手形ともいべき過所木簡について、法令と木簡との不統一を指摘し、過所式は上級官人を例としており、諸国発行の過所の書式は大宝令では直接には掲げられていなかったが、関所の名前、行き先、人物を記す点では一致していたとする。第五章では下端を羽子板の柄状に整形し、紙の文書を挟むため二枚一組として用いられた封緘木簡について、長屋王家木簡・二条大路木簡や八幡林木簡など宮都と地方官衙出土の実例を比較検討し、両

者には共通性があり、紙の文書のやり取りが奈良時代には広範に行われていたとする。

第六章では宮都出土の隠伎国貢進物付札木簡を検討、小型の割に幅広で上下端の左右に切り込みを入れ、表面のみに墨書したものが多く、貢進物である海藻の荷札との関連を指摘する。さらに隠伎国郷里について、木簡と「倭名抄」の記載を比較検討し、具体的な地名比定を行い、その特色を論じる。第七章も同様に宮都出土の安房国貢進物付札木簡をとりあげ、鯨の貢進と関係して短冊型に上下端の左右に切り込みを入れるものが圧倒的に多いこと、郷を単位とする記載がみられること、などを指摘する。そして、『高橋氏文』や『古語拾遺』にみられる氏族伝承の検討から、高橋（膳）氏による鯨の貢進、忌部氏による細布の貢進の伝統を推測する。

第八章では古代人が残した習書・落書についてテキストとの遠近という観点から書写内容ごとの分類をおこない、習書をⅠ典籍習書、Ⅱ文書習書、Ⅲ文字習書、落書をⅣ難波津の歌・九九等の落書、Ⅴ漢詩・和歌の落書、Ⅵ落書（戯書・戯画）の六類型に区分する。付論二では法隆寺に伝来する百萬塔に記された墨書銘について、左右工房の別・年月日・製作担当工人名を記すことが述べられる。付論三では金石文と墨書土器について研究状況を概観する。

以上、本書の内容を紹介してきたが、内容は多岐にわたり、すべての論考にコメントを付することはできないことを最初にお断りしておく。まず、本書の成果として、第一に出土文字史料を中心とした考古学的成果の積極的な導入があげられる。これにより法令や正史の記載だけでは明らかとはなりなかった都や地方の具体的な状況が提示されたことは評価される。また、遺物や遺構の図版が多用されビジュアルな構成になっている点も近年の一般的傾向ではあるが、論文集レベルではまだ少なく、論旨の理解に役立つ。出土文字史料が文献史料に比較して容易に活用できない状況において、研究者に対する史料の「平等性」を確保したり、追検証を可能にするためにも重要な点と考える。第二には、文献史料とは異なる木簡の扱いについて、古文字学に相当する「木簡学」さらには「出土文字資料学」ともいべき史料批判の方法や体系性を意識的に提示された点が評価される。とりわけ木簡の一類型として封緘木簡の型式を提唱されたことや習書・落書の分類の試みなどは特筆される。

第一部では宮都・国府・郡家における儀礼の重層的な性格を論じるが、「郡家における儀礼を直接示す史料はほとんどみられない」（二五頁）との指摘や、郡家のプランが定型化していないことなど

からすれば、宮都や国府とは異質な在地の秩序を反映した儀礼が展開していたと想定することも可能であり、国郡里制という重層的な支配が必要となる異質な側面の指摘も一方で必要なのではないか（浅野充「日本古代の社会と国家」『歴史学研究』六六四、一九九四年）。

さらに里および里家の固有の役割については、著者も承認されるように「里家」（郷家）は必ずしも経由しなければならない中間的な機関とはなっていないのであり（八六頁）、郡符木簡や各地の遺構が明らかにしつつあるような郡家の分節的な形態を加味した議論が必要ではないか（山中敏史「律令国家の地方末端支配機構」奈良国立文化財研究所『律令国家の末端支配機構をめぐって』一九九八年）。また、木簡における「長屋親王」の表記から旧来の政治史的枠組みにより「皇位継承の候補」と理解する点（五六頁）、著者のつまみ食いの利用を慎む立場（二九〇・三〇〇頁）からすれば、木簡論としてより慎重な議論が必要ではなからうか（東野治之「長屋親王」考）『長屋王家木簡の研究』塙書房、一九九六年）。なお、都市の未成熟性と庭園の抽象化との関係（一一一頁）については、詳論を望みたい。

第二部では、米の輸納制度の分析から、実物貢納経済に基礎を置く律令国家財政の特質を強調、そして雑米未進の対策の分析から通説により九世紀以降を実物貢納経済の崩壊過程として位置づける。第三章で春米輸京制を官僚制および中央の労働力維持という固有の役割を強調されるにもかかわらず、調庸の補完物として消極的に位

置づける点(二六九頁)には従いにくい。平安初期における、京進米の需要の増加(二六九頁)や京中賑給といった民部省・鷹院の保管官司にとどまらない財政的活動(二五二・二六〇頁)などが指摘されているが、積極的な意義を認めるべきではなかろうか。平安初期には、米の輸納制度の本来の目的であった官僚制および労働力の確保についても大きく変化しており、未熟ながら生活給として銭が与えられることもおこなわれている(拙稿「初期平安京の史的意義」『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年)。なお、天武紀の「屯田司舍人」を王権による屯倉の直轄経営の類型とする点については(二〇九頁)、長屋王家木簡にみえる「御田司」との比較が現状では可能であり、有力な王族の家政機関の役職名と解しても矛盾はない。

第三部は木簡論として郡符木簡、告知札木簡、過所木簡、封緘木簡、貢進物付札木簡、習書・落書などの機能論による分析がなされる。第三章では告知札木簡の考察をされるが、そのなかで平城宮南面西門前の二条大路北側溝から出土した表裏に書かれた木簡を「告知」文言の存在などから問題は残るものの勝示したと解釈されている。しかし、この木簡についてはすでに批判があるように、勝示に使われたものとするには無理が多いのではなからうか(東野治之「木簡が語る日本の古代」岩波書店、一九八三年、清水みき「告知札」『考古学ジャーナル』三三九、一九九一年など)。勝示木簡の揭示された場所の具体的なイメージを今後は考えていく必要がある。内容について

では私的なものが多いにもかかわらず、一定の書式が想定され、とりわけ紛失した日時・場所などが詳細に記され、六日↓八日、一日↓四日、廿七日↓廿八日のように数日以内に必ず勝示がなされていることは、おそらく厩牧令や雑律の規定により五日以内に申告しなければ権利を失ったり、罪せられることと対応したものであり、権利確認の意味が大きかったのではないか。自律的な「告知の法」が想定される(三三六頁)とはいっても、前提はあくまで公的な規定に準拠したものであったと考えられる。

第六章と第七章は隱伎国および安房国の貢進物付札木簡の分析である。製作技法や記載様式から郷里単位で荷札木簡が製作されたことが推定されている(八一・四二頁)。先述した「里家」(郷家)の有無にも関係するが、今後は品目毎の製作技法や記載様式を慎重に検討する必要がある。両国は海産物を中心に貢納する島国・半島国であり、国の等級でいえば下国ないし中国という小規模な国にもかかわらず令制国として設定されていた点に大きな特色がある。本来ならば令制国としては経済的に独立できない地域であることを重視するならば、一般化には慎重さが要求される。

最後に、書評とは少しはずれるが八幡林遺跡出土の郡符木簡について(八七・三〇六頁)、「向参」「朔告」を読み下し的に逆転した表記をしたと一般に理解されているが、人名「大虫」を同様に「虫大」と表記することは必ずしも自明ではなく、これまで積極的な説

明はなされていない。同じく郡符木簡と想定される伊場遺跡出土木簡に「竹田郷長里正等大郡」とあることを参考とするならば、「虫」の字は裏面の冒頭であり、表面の行末に「大」字が書かれていたとすれば、裏面の「大」の字は下の「郡」に続けて「大郡」と理解することもできる。おそらく郡が発行する郡符の常套句として、自郡に対する尊大な表現として「大郡」と表記する場合があったのではなかろうか。著者のご意見をお聞きしたいところである。また全体として、近年の研究動向に対する著者の見解があまり提示されていないのは残念な点である。

本書を通読することにより、木簡が持つ豊かな可能性と取り扱いの難しさについて、学ぶことができたが、主に評者の関心と力量に限定され、拙い紹介と雑駁な感想に終始することとなった。おそらく著者の本来の意図に反して、独断的な紹介や評価に陥っている箇所も多いと思われるが、お許し願いたい。

(一九九七年四月吉川弘文館刊、A5版五一八頁、本体九八〇〇円)